

平成25年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府省庁名 _____
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	日本政策投資銀行に係る資本割の特例措置の廃止	
見直し内容 (概要)	<p>日本政策投資銀行（DBJ）については、株式会社化に当たって、それまで政策金融機関として行ってきた政策金融に係る貸出金を引き続き管理するため、多額の資本金を承継する必要があり、法人事業税上過大な負担が発生するおそれがあったことから、資本割の課税標準から次のとおり一定割合を控除する特例措置が認められていたところ、下記の理由により、廃止する。</p> <p>平成20年10月～平成21年3月 9/10 平成21年4月～平成22年3月 4/5 平成22年4月～平成23年3月 3/5 平成23年4月～平成24年3月 2/5 平成24年4月～平成25年3月 1/5</p>	
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 地方税法附則第9条第12項、第13項 </div>	
増収見込額	+103 （単位：百万円）	
廃止又は縮減の理由	<p>株式会社化から4年が経過し、それまで政策金融機関として行ってきた政策金融に係る貸出金の残高は年々減少しており、特例措置を廃止したとしても、法人事業税上過大な負担が発生するとは考えられないことから、今般、適用期限を迎えるに当たり、他の民間金融機関とのイコールフットィングの観点から、特例措置を廃止するものである。</p>	
ページ	1-1	